

中野区とみなかみ町との地球温暖化防止のための連携に関する協定書

中野区（以下「甲」という。）とみなかみ町（以下「乙」という。）は、地球温暖化の防止に寄与するため、相互に連携することに関し、群馬県を立会人として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、環境の分野において相互に連携し、乙の区域内において、二酸化炭素を吸収するための森林を育む取組を通じて住民や事業者が自然とのふれあいを体験することのできる環境活動のフィールドを整備するとともに、当該フィールドにおいて、甲と乙との間の観光交流及び経済交流とあわせた環境交流を推進し、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 乙の区域内において森林を育む取組に関すること。
- (2) 前号の取組により育まれた森林が吸収する二酸化炭素の量と甲の区域内において発生する二酸化炭素の排出量との相殺に関すること。
- (3) 第1号の取組を通じて住民や事業者が自然とのふれあいを体験することのできる環境活動のフィールドを整備するとともに、当該フィールドにおいて、観光交流、経済交流とあわせた環境交流を行う機会を提供するための取組に関すること。
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

（協議）

第3条 前条に掲げる連携事項の具体的な内容、条件等については、甲と乙とが別に協議をし、定めるものとする。

2 この協定の履行に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議をし、決するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 甲と乙は、前項の有効期間の満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間の満了前に協議をし、改めて所要の手続をとるものとする。

この協定成立の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人が署名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成26年4月1日

東京都中野区中野四丁目8番1号

甲 中野区
代表者 中野区長

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

乙 みなかみ町
代表者 みなかみ町長

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

立会人 群馬県
代表者 群馬県知事

代理 副知事